

台風被害 からの 復旧支援

令和元年台風15号・19号・10月25日の大雨による災害で被災した中小企業の皆様へ
復旧を支援する補助金のお知らせです。

補助率4分の3以内

補助限度額1,000万円

千葉県中小企業復旧支援補助金

がんばろう！千葉



チーバくん



台風15号・19号・10月25日の大雨により被災した中小企業の方が、新たな経営・復旧計画を作成し、その計画に沿って事業の再建に取り組む経費の一部について、補助します。



新たな経営・復旧計画の作成に当たっては、お近くの商工会・商工会議所で支援を受けることができます。

(※商工会・商工会議所の会員でなくても、作成支援を受けられます。)

補助対象

県内に事業所（店舗・工場・事務所等）のある中小企業者
※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人を指します。

補助対象経費

施設の修繕・建替費、機械装置の修繕・購入費、
（機械等の入替えに伴う）設備処分費 等
※保険金が支給済み又は支給見込みの経費は除きます。

事業実施期間

被災した日から令和2年10月31日（土）まで
※既に支払済みの経費も補助対象となります。

申請期間

令和2年 **2月3日**（月）～ **4月30日**（木）
(当日必着)

申請方法

お近くの商工会・商工会議所で交付申請書等の必要書類の確認を受けた上、下記専用窓口へ提出してください（郵送可）。
※各申請様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

お近くの商工会・商工会議所又は下記専用窓口へお問い合わせください。

◎本補助金の詳細及びお近くの商工会・商工会議所については、千葉県ホームページをご覧ください。

◎専用窓口：千葉県商工労働部経済政策課 中小企業復旧支援補助金窓口

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-3725（受付時間：平日9時～17時）

千葉県中小企業復旧支援補助金

検索



必要書類

* 下記書類を全て各2部提出してください。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 経営計画書（第2号様式）
- (3) 補助事業計画書（第3号様式）
- (4) 添付資料
- ① 貸借対照表及び損益計算書のコピー（直近1期分）
及び商業・法人登記簿謄本のコピー
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書
又は所得税青色申告決算書（税務署又は市町村
の受付印のあるもののコピー）、住民票抄本
- ② 役員等名簿（第5号様式）
- ③ 被災証明書又はそれに代わる公的書類のコピー
- ④ 台風等により被害を受けた施設・設備・車両等の、
 - ア) 所有を証する書類のコピー
 - イ) 被災状況が分かる写真
 - ウ) 周辺状況図・施設レイアウト
- ⑤ 復旧に伴う施設・設備・車両等の、
 - ア) 入札書又は見積書のコピー
 - イ) 概要（カタログ、仕様書等）
- ⑥ 保険金の受取関係書類のコピー
- ⑦ 新たに設備等を購入する場合
 - ア) 設備等が修繕不能であることを証明する書類
 - イ) 新たに購入する設備等が、被災対象物と同等
程度の機能・性能であることを証明する書類
※ア及びイともメーカー等が証明したもの
（参考：第16号様式）
 - ウ) 車両の購入を予定する場合
車両購入の理由書（第4号様式）

手続きの流れ

必要書類の提出
令和2年4月30日（木）まで

申請書受付締切後、
交付決定まで2～3か月

交付決定通知の受領
補助金の支払を確約するものではありません

復旧事業の実施、
相手方への支払いの完了
（令和2年10月31日（土）まで）

実績報告書の提出（※）

※補助事業が完了した日から14日
以内または令和2年11月16日（月）
のいずれか早い日まで（郵送の場
合は11月14日（土）消印有効）

交付額の確定請求書等の提出

補助金の受領

経過報告書の提出
（5年間、毎年度）

注意事項

- ◎補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度から起算して5年間は、毎年度、売上高等を県に報告していただくことになります。（5年間は事業を継続していただく必要があります。）
- ◎補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等の処分を受ける可能性があります。「千葉県中小企業復旧支援補助金公募要領（募集案内）」の注意事項等をご確認のうえ、適切な運用を図ってください。